

2017年6月吉日

日本総合病院精神医学会
会員の皆様

一般社団法人 日本総合病院精神医学会
理事長 保坂 隆
同 評議員会員選出委員会
委員長 桂川 修一

— 告 示 —
評議員会員の補充選出について

評議員会員選出委員会(委員長：桂川修一理事)では、若干名の評議員会員の補充選出を行います(任期：2020年11月に開催される評議員総会まで)。

希望者は、定款、評議員会員及び役員選出等規則、評議員会員の選出に関する内規を熟読のうえ、所定の手続きをお願いします。

— 記 —

1. 応募用紙の請求・提出期限

評議員会員になるための審査を希望する方(評議員会員候補者)は8月20日までに審査申請用紙を事務局まで請求(※1)のうえ、必要事項を記入し、8月末日までに事務局にお送りください(※2)。

2. 募集要項、応募資格

定款(第17条)、評議員会員及び役員選出等規則(第11条)、評議員会員の選出に関する内規による(次項抜粋)。

以上

※1) 審査申請用紙の請求方法

事務局(連絡先下記)までお申し込みください

※2) 応募用紙の送付先

下記事務局 <評議員会員選出係り>宛て

(ご不明な点は事務局までお問合せください)

日本総合病院精神医学会・事務局 〒113-0033 文京区本郷2-14-4-201
TEL・FAX：03-5805-3720 メール：jsghp@mth.biglobe.ne.jp

募集要項・応募資格：抜粋

<定款：第 17 条>

(評議員会員)

第 17 条 本会は、150 名以内の評議員会員をおく。

2 評議員会員の任期は、就任後 4 年内の最終の事業年度に関する定時評議員総会終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

6 補充によって評議員会員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

7 補欠又は増員のために評議員会員となった者の任期は、現評議員会員の残任期間とする。

<評議員会員及び役員選出等規則：第 11 条>

(候補者の応募資格)

第 11 条 評議員会員候補者が具備すべき資格条件は、次の各号とする。

一 引き続き 5 年以上、本会会員として活動し、かつ会費を納入していること。

二 医師免許取得後 10 年以上であること。

三 本会の認定した専門医であること。

四 再任候補者の場合は、正当な届け出なくして連続 3 年間にわたり評議員総会を欠席したことがないこと。

2 前項各号の資格条件を満たさない場合であっても、選出委員会が同等以上と認めるときは、資格条件を満たすものとみなす。